令和　　年　　月　　日

志布志市東京圏移住支援事業補助金交付申請書

　志布志市長　　下　平　晴　行　様

　申請者

住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

電話番号

　令和　年度において、志布志市東京圏移住支援事業補助金の交付を受けたいので、志布志市東京圏移住支援事業補助金交付要領第４条の規定により、関係書類を添えて申請します。

（数字、記号については、該当するものに○を付けてください）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助金の種類 | １　就業 | 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係が３親等以内の親族に | 　ア　該当する※２　イ　該当しない |
| ２　起業 |  |
| 単身・世帯 | １　単身 |
| ２　世帯（申請者を除き同時に移住した家族の人数　　　　　人）　　　　（18歳未満の移住した家族の人数　　　　　　　　　人） |
| 転出元の住所 | 〒 |
| 東京都区部への通勤者に該当する場合、住民票を移す直前の10年間のうち東京都区部へ通算５年以上通勤していた履歴※１ | １ | 期間 | 年　　月　　日　　～　　　　　年　　月　　日 |
| 就業先名称 |  |
| 就業先所在地 |  |
| ２ | 期間 | 年　　月　　日　　～　　　　　年　　月　　日 |
| 就業先名称 |  |
| 就業先所在地 |  |
| ３ | 期間 | 年　　月　　日　　～　　　　　年　　月　　日 |
| 就業先名称 |  |
| 就業先所在地 |  |
| 確認事項※２ | 別紙１「補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について | １　誓約する２　誓約しない |
| 別紙２「志布志市移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について | １　同意する２　同意しない |
| 申請日から５年以上継続して志布志市に居住し、かつ、就業又は起業する意思について | １　意思がある２　意思がない |

※１　移住前の勤務先を辞職後、志布志市へ住民票を移すまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県において雇用保険の被保険者として雇用されていた者は原則として補助金の支給要件を満たしません。（常用・パート・アルバイト・派遣等、名称や雇用形態にかかわらず、１週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上の雇用見込みがある場合には、原則として被保険者となります。）

※２　「確認事項」の２のいずれかに○を付けた場合、または「補助金の種類」が１就業であってアに○を付けた場合は補助金の支給対象とはなりません。

志布志市東京圏移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

１　志布志市東京圏移住支援事業に関する報告及び立入調査について、鹿児島県又は志布志市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、志布志市東京圏移住支援事業補助金交付要領（以下「交付要領」という。）第８条の規定に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。

⑴　補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合　　　　　　全額

⑵　補助金の申請日から３年未満に志布志市から転出した場合　　　　　　　　　　　全額

⑶　申請者が交付要領第２条第９号アからキに規定する就職に関する要件を

　　満たす者であって、補助金の申請日から１年以内に当該職を辞した場合　　　　　全額

⑷　かごしま地域課題解決型起業支援事業補助金の交付決定を取り消された場合　　　全額

⑸　補助金の申請日から３年以上５年以内に志布志市から転出した場合　　　　　　　半額

志布志市東京圏移住支援事業に係る個人情報の取扱い

　鹿児島県及び志布志市は、志布志市東京圏移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、鹿児島県及び志布志市が定める個人情報の保護に関する法律施行条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

　また、鹿児島県及び志布志市は、当該個人情報について、他の都道府県及び鹿児島県内の各市町村において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。